

令和7年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和7年6月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後2時00分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分について</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、8番、9番にお願いします。

日程第2 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。議案の1番と2番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、1番と2番を一括審議とします。本件担当の委員より、申請地の状況について説明をお願いします。

10番

昨日、現地確認をしてきました。申請地は〇〇の中で、〇〇の南側に隣接した場所です。議案1、2番、2箇所とも草刈されてきれいに管理されていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請地は〇〇の中に位置しており、9月からの〇〇時期において、〇〇内の駐車場が満車になり、周辺道路が渋滞となるため臨時駐車場を開設し、渋滞の緩和のために計画をしたものです。現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われまます。昨年も同様に申請されて、一時転用後は現地を耕運機で耕し農地へ復元されています。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありませんか。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

3番

本件担当の委員より申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇地内で、県道〇〇線を〇〇交差点から〇〇方面に向かい〇〇の信号を右折し北へ進み、〇〇の交差点を右折して20m進んだ右側になります。現地は、ネギとキャベツが作付けされていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請人は、上下水道設備事業者です。〇〇地内に資材置場がありますが、重機やコンクリート製品の資材等が多くあり、資材置場が不足している状況です。また、主な取引先が市の上下水道課や近隣の〇〇市、〇〇市の上下水道組合のため、現在の置場からでは距離もあります。申請地は利便性もいいことか

	ら選定したとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して全て自己資金にて対応することとしております。農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われま
議 長	ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
〇〇委員	資材置場としての計画なので、事業者が砂利等を敷いて整地すると思いますが、農地に復旧するための誓約書等を事業者に提出させるのですか。
事 務 局	今回の申請は、一時転用と違い永久転用となりますので、農地に戻すことなく資材置場で雑種地として地目変更されることとなります。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	日程第4 議案第20号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について
	議案第20号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。
	本件担当の〇〇地区は、 委員 〇〇地区は、 委員 より申請地の状況について説明をお願いします。
3 番	先日、現地を確認してきました。現地は〇〇地内、〇〇の南側です。現地は、20cm程度の草が生えている状況でした。
13 番	先日、現地を確認してきました。現地は〇〇地内、変則五差路の信号機のある交差点の北側です。縦長の畑と短い畑の2筆です。現地は、2筆とも草刈りされ、きれいに管理されていました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	譲受人は、市内で酪農を営み、農地所有適格法人として営農している法人です。市内の経営面積は約 9.5ha となります。〇〇地区周辺と〇〇地区で主に経営しており、市外では〇〇町でも農地を借り受けております。今回の申請地は、既存経営地の隣接地であり、経営規模拡大のため申請に至っています。
	牧場では約 180 頭の乳牛を飼育し、農地では飼料用の作物を栽培しております。農機具は、トラクター5台、トラック2台等を所有しています。常時雇用は4名、臨時雇用は3名で農作業を行っています。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただいま、〇〇委員、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
8 番	〇〇番の土地は進入路が無いので、先程の中間管理事業の研修で教えていただいた農林公社が借受けない農地に、該当すると思いますが問題はないで

事務局	すか。 原則、借手がないと農林公社は借受けません。今回は、借手が決まっているため問題ありません。
議長	他に質疑等ありますか。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議長	日程第5 「専決処分の報告」について 日程第5「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が6件あります。質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。 以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

署名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員
